

第3章

介護技能に関する評価指標、 評価手法等に関して

1 既存の介護技能に関する評価基準の比較

第2章では、「競技大会の手法」に焦点を当て、先行の競技大会、介護分野の技能競技大会についての調査結果を示した。本章では、「介護技能の評価」のあり方に焦点を当てた検討結果について示すこととする。

先行する介護分野の技能の評価指標としては、内閣府で検討が進められ現在は厚生労働省の所管となっている「介護プロフェッショナルキャリア段位制度（介護キャリア段位制度）」の評価基準、厚生労働省の「職業能力評価基準」の在宅介護分野・施設介護分野の基準、さらに前述した「オールジャパンケアコンテスト」の直近年度の評価基準などを調査分析することとした。これは、既に先行して実施され一定の実績を有していることや、全国規模で実施されている介護分野の技能の評価指標であることによる。これらについて、評価の視点、評価基準の細目のレベル等を比較整理し、介護の技能の評価のあり方について、調査分析することとした。

（1）介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価基準 ▶²

介護キャリア段位制度では、介護技術・行為のプロセス評価ができる基準として開発された指標を用いている。そもそも、日本の介護サービスは、介護保険制度のもと、公的資金を用いて運営がなされており、提供される介護サービスには、一定の質が担保されている必要がある。しかしながら介護サービスの持つ無形性、一過性、消滅性といった性質から、介護サービスの質をどのように評価するのかは、課題とされてきた。

このような背景のもと、介護行為の可視化（コード化、介護行為分類化）の研究成果 ▶³を用いることで、介護現場で出現（発生）する技術・対応として、全148項目の評価基準としてまとめたものが、「介護キャリア段位制度」の評価基準といえる。

▶² 介護プロフェッショナルキャリア段位制度は、平成24年11月に内閣府にて制度として立ち上げられ、平成27年より厚生労働省に移管、現在に至る。制度詳細は、<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/> 参照のこと。

▶³ T.C.C（Total care code：介護業務分類コード，T Tsutsui.）

指標開発経緯が示すように、介護キャリア段位制度の評価基準の特徴としては、具体的な介護行為・技術が明文化されたものから構成されており、介護現場において、技術・対応の「できている／できていない」の評価が明瞭にでき、現場の介護現場のOJTツールとして活用できるように設計されている。

評価項目は認定レベルが上がるごとに、求められる実践スキルの範囲が広がり、高度な実践スキルが求められる設計となっている。（レベル2①～レベル4の4段階で運営されている。）

●介護キャリア段位制度の評価基準の構成

評価項目(チェック項目)は全部で148項目で構成。各レベルに応じてチェック項目数が変わり、レベル2①では62、レベル4では148項目が対象。

大項目	中項目	小項目	チェック項目数
Ⅰ 基本介護技術 の評価	1. 入浴介助	1. 入浴前の確認ができる	2
		2. 衣服の着脱ができる	5
		3. 洗髪ができる	4
		4. 清拭ができる	3
	2. 食事介助	1. 食事前の準備を行うことができる	6
		2. 食事介助ができる	5
		3. 口腔ケアができる	4
	3. 排泄介助	1. 排泄の準備を行うことができる	3
		2. トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる	6
		3. おむつ交換を行うことができる	4
	4. 移乗・移動・体位変換	1. 起居の介助ができる	4
		2. 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	4
		3. 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	5
		4. 杖歩行の介助ができる	3
		5. 体位変換ができる	4
	5. 状況の変化に応じた対応	1. 咳やむせこみに対応ができる	3
		2. 便・尿の異常に対応ができる	4
		3. 皮膚の異常に対応ができる	4
		4. 認知症の方がいつもと違う行動を行った場合に対応ができる	3

大項目	中項目	小項目	チェック項目数
Ⅲ 地域包括 ケアシ テム& リーダ ーシッ プ	1. 地域包括ケアシ ステム	1. 地域内の社会資源との情報共有	3
		2. 地域内の社会資源との業務協力	2
		3. 地域内の関係職種との交流	2
		4. 地域包括ケアの管理業務	2
	2. リーダーシップ	1. 現場で適切な技術指導ができる	5
		2. 部下の業務支援を適切に行っている	5
		3. 評価者として適切に評価できる	2

レベル	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
チェック項目数	62	91	127	148

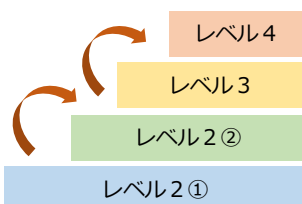
評価基準の基本的な考え方

- OJTツールとして現場感覚に合った有効な基準
- 汎用性のある基準
- 簡素かつ分かりやすい基準
- 利用者の視点を意識
- YES・NO が明確であること
- 地域包括ケアを担う人材育成に資する基準
- タイムスタディ調査結果に基づき、在宅・施設ともに介護行為の発生率の高いものを抽出
- コミュニケーション能力、本人・家族への情報提供・意向確認・反映、利用者の状態変化への対応力の強化に資する基準
- 他の職種や機関との連携の能力や問題解決能力、状況判断能力の強化に資する基準

●認定レベル別 実践スキル評価項目の対応

認定レベルが上昇する毎に、求められる実践スキルの範囲が広がるとともに、より高度な実践スキルが求められる。介護キャリア段位制度を介護職員のキャリアパス制度として活用し、介護職員の能力・技術・知識といったの資質向上を促進するとともに、事業所・施設内での効果的・効率的なOJTを推進することを目的としている。

基本介護技術の評価						利用者視点での評価						地域包括ケアシステム & リーダーシップ	
入浴介助	食事介助	排泄介助	移乗・移動・体位変換	状況の変化に応じた対応		利用者・家族とのコミュニケーション	介護過程の展開	感染症対策・衛生管理	事故発生防止	身体拘束廃止	終末期ケア	地域包括ケアシステム	リーダーシップ
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	×	×
○	○	○	○	○		一部○	×	○	一部○	×	×	×	×
○	○	○	○	×		×	×	×	×	×	×	×	×



(2) 介護分野の職業能力評価基準

職業能力評価基準は、仕事上の成果につながる従業員の行動と必要な技術・技能・知識について、担当者から組織・部門の責任者まで4つのレベルを設定し、業種別に整理・体系化したものである。2023年4月時点で56業種の評価基準が策定されており、介護関連では、在宅介護業が平成19年3月に、施設介護業が22年12月に示されている。これらの評価基準は、事業者における人事評価や採用基準、人材育成への活用を想定し作成されている。

構成は、仕事の内容を「①職種」⇒「②職務」⇒「③能力ユニット」⇒「④能力細目」という単位に細分化し、成果につながる行動例を「⑤能力遂行のための基準」として示している。また仕事をこなすために前提として求められる知識を「⑥必要な知識」として整理・体系化している。

当該評価基準では、レベル区分として、会社において期待される責任・役割の範囲と難易度により4つの能力段階（レベル区分）が設定されており、レベル区分ごとに評価基準が設定されている。（レベル1：担当者など。レベル2：係長・主任など。レベル3：課長・マネージャーなど。レベル4：本部長・部長など）

介護分野の職業能力評価基準は、訪問介護、通所介護、訪問入浴、施設介護サービスが示されており、サービスごとの基準としている。介護分野については、平成24年に介護キャリア段位制度との整合性を図るための改訂がされており、「⑤職務遂行のための基準」には、部分的に介護キャリア段位制度の項目を用いた行動例等の例示・列挙等がされている。

●職業能力評価基準の構成

用 語	概 要
① 職種	仕事の内容や性質が類似している「職務」を括ったもの。
② 職務	概ね1人の労働者が、責任をもって遂行すべき精神的、肉体的活動を要する仕事の集まりのことを指し、1つ、もしくは複数の「課業」から構成されるもの。
③ 能力ユニット	仕事を効果的、効率的に遂行するために必要な職業応力を、活動単位で括ったもの。基本的に複数の「能力細目」から構成されている。
⑤ 職務遂行のための基準	「能力細目」の仕事を確実に遂行できるか否かの判断基準となる典型的な行動例や、技能・技術を列挙したもの。
⑥ 必要な知識	その「能力ユニット」に対応する職務を遂行するために、前提として必要となる知識を表すもの。

●職業能力評価基準：サービスごとの基準（レベル1～4ごとに評価基準が設定されている）

- 介護サービス事業管理（本部）
- 介護サービス事業管理（事業所）
 - 訪問介護サービス
 - 通所介護サービス
 - 訪問入浴サービス

- 施設運営・統括
- 施設介護サービス
 - 相談・援助

訪問介護サービス

職務	能力ユニット名
全職務共通	職業倫理とコンプライアンス
	チームワークとコミュニケーション
	外部、関係機関との連携
	目標管理
	利用者の安全衛生の確保、トラブルの未然防止

職務	能力ユニット名
訪問介護サービス	初回サービス提供のための準備（訪問介護サービス）
	訪問介護サービスの実施
	移動・移乗介助、体位変換
	入浴介助
	食事介助（訪問介護サービス）
	排泄介助
	更衣介助
	調理
	洗濯
	掃除
	認知症ケア
	サービスの向上・改善
	利用者、家族への情報提供
	専門指導職としてのケアスタッフの指導・育成

施設介護サービス

職務	能力ユニット名
全職務共通	職業倫理とコンプライアンス
	チームワークとコミュニケーション
	外部、関係機関との連携
	目標管理
	利用者の安全衛生の確保、トラブルの未然防止 ケアマネジメント

職務	能力ユニット名
施設介護サービス	サービス提供のための準備
	入所・退所支援
	施設介護サービスの実施
	移動・移乗介助、体位変換
	入浴介助
	食事介助
	排泄介助
	更衣介助
	口腔ケア
	レクリエーション、アクティビティ
	看取り介護
	認知症ケア
	環境整備
	施設内巡回、見守り
	サービスの向上・改善
	利用者、家族への情報提供
	専門指導職としてのケアスタッフの指導・育成

（３）既存の介護技能に関する評価基準の比較

介護サービスの質の確保の必要性から、介護現場での評価・OJTに活用することを目的として作成された、介護キャリア段位制度の評価基準、職業能力評価基準、そして、先行する介護分野の競技大会のうち、全国規模で実施されてきた「オールジャパンケアコンテスト」の直近年度（第13回）の評価基準を取り上げ、評価の視点、評価基準の細目等の比較整理を行った。

それぞれ、評価基準化された経緯や目的は異なるものであり、また評価基準の構成が異なるものの、整理比較をすると、以下のように示すことができる。

介護キャリア段位制度の評価基準は、介護の実践的スキルの向上を目的に指標化されており、介護職員の介護行為・対応が具体的に明文化（可視化）されており、できる／できていないといった客観的評価が可能なものとなっている。評価基準の具体的な介護行為・対応は、利用者の尊厳、自立支援、自己決定といった介護の基本理念に基づくものとなっている。

職業能力評価基準では、介護の基本理念に即した介護業務として、準備から実施、事後に至る一連の業務の網羅性も意識していると読み取れる。また、人事評価への活用を目的としていることもあり、「適切に」「適確に」「積極的に」「確実に」等、職員の姿勢、行動特性の評価に繋がる表現が確認できる。

技能コンテストの評価基準においては（AJCCの例）、介護行為・対応の詳細が基準がされている。介護行為・対応としては、環境設定の仕方、介護者の心構え、思いの汲み取り方、コミュニケーションの仕方等が評価対象となっている。また、対応の結果として、ケアの受け手側の評価視点が含まれるものが確認できる。これらは毎年のコンテストの個別の課題設定ごとに準備・作成されるものであり、経年的に固定して用いられるものではない。

●介護に関する技能の評価基準について 既存の評価基準の比較

介護キャリア段位制度	職業能力評価基準	オールジャパンケアコンテスト（第13回）
介護技術の向上に資するOJTツールとしてまとめられたもの。 介護行為・対応を客観的に評価できるように作られている。	56業種に及ぶ職業能力評価基準の介護分野版として作成。人事評価、採用基準等への活用を想定。	介護の競技大会における個別の評価課題用に設定されているもの。 (⇒毎年変わる)
サービス共通	サービス種別に設定 ・在宅サービス（訪問介護、通所介護、入浴介護） ・施設介護	部門別の設定課題ごとに評価基準を設定。
プロセス評価	プロセス評価 仕事を確実に遂行できるか否かの判断基準となる行動例、技能・技術を列挙。	プロセス評価 一部、結果の評価利用者役による満足度評価）が組み込まれている。
レベルの上昇に伴って評価対象となる項目が増えていく設計。	レベル別に、能力遂行のための基準（成果につながる行動例）を示す設計。 （例：訪問介護サービスの入浴介助：レベル1項目（19）／レベル2項目（20）／レベル3項目等（23））	経験年数5年未満部門、 経験年数5年以上部門で、部門分け。 （経験年数でレベル分け）
全148項目に絞り込み。 （選定・抽出されている）	介護業務の網羅性を意識した設計。	設定課題ごとに基準を設定。 対外的公表を前提としていない。
介護行為・対応が具体的に基準化されている。 コミュニケーションスキルの評価項目もあり。 できる／できていないで評価できる基準。 ⇒ 介護技能についての客観的評価ができる。	基準において、適切に、的確に、確実に、積極的に、等、といった表現を用いている。（人事評価等での活用を想定） ⇒ 介護技能についての客観的評価が難しい項目が見受けられる。	具体的な介護行為だけでなく、ケアに臨む、心構え、意識も、評価対象。 課題のうち、利用者役の満足度も評価するものがある。 ⇒ 客観的評価と主観的評価の組み合わせにより技能を評価。

これらの評価基準について、基本的な介護の場面である「入浴介助」、「食事介助」、「排泄介助」、「移乗」の軸で並べたものが、以下の評価基準比較表となる。なお、職業能力評価基準については、複数あるサービス職種のうち、1例として、施設介護サービスを取り上げ、また、介護現場での担当者レベル、主任等レベルに該当する、レベル1、2の評価基準を取り上げた。

各々が異なる目的、経緯で示されている評価基準ではある中で、3者を並べてみると、いずれも介護の基本理念を踏まえた対応が整理されており、基本的な介護場面における介護行為・対応（プロセス評価）についての共通項を見出すことができる。

介護の技能の評価としては、介護行為・対応についての「プロセス評価」として整理できるが、「競技大会」を想定した場合においては、中長期的な視点での評価となる行動特性評価ではなく、あくまで「競技大会」ないし「競技課題」への対応にて出現される事項からの評価に絞られてくる。具体的には想定される「競技大会」の主旨・目的明確化した上で、評価対象とすべき「技能」を整理し、既存の評価基準を用いて客観評価が可能な技能や、大会主旨目的に即して、主観的判断を伴い基準化すべき技能の整理・構築が求められてくる。

【介護に関する技能の評価基準 比較表】

入浴介助

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

1. 入浴介助

小項目	チェック項目
(1) 入浴前の確認ができる	① バイタルサインの測定値を確認し、利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴の可否について医療職等に確認したか。 ② バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態に応じた入浴方法が選択できたか。
(2) 衣服の着脱ができる	① 体調や気候に配慮した服装であるかを確認したか。利用者の好みの服を選んでもらったか。 ② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーに配慮したか。 ③ 脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか。 ④ ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促したか。 ⑤ しわやたるみがないか確認したか。
(3) 洗体ができる（浴槽に入ることを含む。）	① 末梢から中枢の順番で洗い、陰部は健側の手で洗ってもらったか。 ② 浴槽に入る時は、利用者に手すりや浴槽の縁をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支え、入浴できたか。 ③ 簡易リフト等、入浴機器を用いて入浴した場合、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に入浴できたか。 ④ 入浴後、体調の確認をし、十分な水分補給ができたか。
(4) 清拭ができる	① バイタルサインの測定、利用者へのヒアリング等による体調確認の結果や医療職の指示等に基づき、清拭の可否について確認したか。 ② スクリーンやバスタオル等を使い、プライバシーや保温に配慮したか。 ③ 末梢から中枢の順番で清拭を行うなど、適切な手順でできたか。

職業能力評価基準 44 施設介護業【改訂】

44_03 施設介護サービス

44_03_05 入浴介助

小項目	レベル1	レベル2
①入浴準備	バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴や清拭の可否について確認している。 バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態や希望に応じた入浴方法を選択している。 浴室内の準備（シャンプー、石鹸、洗面器等必要な物品、浴室内の室温調整、湯温の確認等）を確実にしている。 脱衣所の準備（脱衣カゴ、着替え、排泄用具等必要な物品の用意、脱衣室内の室温調整等）を確実にしている。 入浴時の事故防止を心がけた環境整備を行っている。 入浴時の事故防止を心がけた環境整備を推進している。 スクリーンやバスタオルを使いプライバシーに配慮し、健側から患側の順番で脱衣を行うとともに、ボタンの取り外し等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促している。	
②入浴介助	末梢から中枢の順番で洗体を行い、陰部は健側の手で洗ってもらっている。 末梢から中枢の順番で洗体を行い、陰部は健側の手で洗ってもらう等、自力でできるところは自分で行うよう利用者に促している。 浴槽に入る時は、利用者に手すり等をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支えて介助している。 簡易リフト等の入浴機器を用いて入浴する場合には、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に介助している。 入浴介助の基礎知識および洗体、洗髪、洗顔等、基本的な洗いの知識を有し、ADLが比較的自由な利用者・通常浴槽利用者に対して、誘導、声かけ、見守り、洗体介助、湯船への移動介助を適切に行っている。 洗体、洗髪、洗顔等、基本的な洗いの知識を有し、利用者の状態（皮膚や頭皮の状態等）に合わせて、適切な手順や方法で介助を行っている。 入浴時のリスクを把握し、安全確認を適切に行っている。 入浴中は、入浴時間（湯に浸かっている時間）をチェックし、利用者の体調変化や安全に常に気を配っている。状態の変化がある場合は、すみやかに上位者または医療職等に報告し、安全・安楽にサービスを提供するための手順や方法等について提案・実施している。 入浴中は、湯温やシャワーの温度、室温等、利用者の快適性に常に気を配っている。 利用者が入浴を楽しめるよう、適切な声かけやコミュニケーションをとりながら介助を行っている。 スクリーンやバスタオル等を使いプライバシーや保温に配慮し、末梢から中枢の順番で拭く等、適切な手順で清拭を行っている。 利用者の全身状態や入浴の状態等を観察し、必要に応じて記録したり、上位者や医療職等に報告している。 特殊浴槽による入浴介助の知識を有し、特殊浴槽利用者の洗体介助、専用車椅子を利用した移動介助、入湯中の安全確認を適切に行っている。 じょうそうや皮膚の病気、体の状態に関する知識を有し、利用者の全身状態等から、利用者の健康状態を観察し、適切に対応している。 入浴後、利用者の体調に変化がないか確認するとともに、水分摂取、休息等を促し、快適に過ごせるように配慮している。また、利用者が湯冷めしないように留意している。 声かけを行いながら、体を拭き、着衣、髪を乾かし整髪を行う等の一連の介助を、利用者のペースに合わせて適切かつ安全に行っている。	
③入浴後の介助		

オールジャパンケアコンテスト

入浴分野

入浴分野

小項目	チェック項目
入浴準備～浴室移動	- ケア前の説明と同意を得た - 無理強いをしていなかった - 介助の都度説明をしていた - 特に起立時や歩行時の危険に対する予測ができた - 痛みに対しての声かけが行われていた - 高齢者の安全：座位保持・脱衣の際の立位保持時等ズボン脱衣の立ち上がり - 立位保持の安全に配慮出来ていた - 環境面の安全：環境の確認（円背の方への配慮、移乗方法、滑らないような工夫ができていた） - 不必要な露出を避け、羞恥心に配慮した - 自分で出来る事の確認をしていた - できる限り本人にして頂くような声かけを行った - 急がせたり焦らしたりしないよう言動に注意した - 目線を合わせて会話をした - 声の大きさやトーン、声かけの立ち位置は適切であった - 痛みなく脱衣が出来たかの確認をした - 入浴時など恐怖心なく入浴したかどうか確認をした

食事介助

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

2. 食事介助

小項目	チェック項目
(1) 食事前の準備を行うことができる	① 声を掛けたり肩を叩いたりするなどして、利用者の覚醒状態を確認したか。 ② ところみつけが必要とされる利用者の食事に、ところみがついていることを確認したか。 ③ 禁忌食の確認をしたか。 ④ 飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認したか。 ⑤ 食べやすい座位の位置や体幹の傾きはないか等座位の安定を確認したか。 ⑥ 顎が引けている状態で食事が取れるようにしたか。
(2) 衣服の着脱ができる	① 食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行ったか。 ② 利用者の食べたいものを聞きながら介助したか。 ③ 利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから次の食事を口に運んだか。 ④ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行ったか。 ⑤ 食事の量や水分量の記録をしたか。
	I-5 状況の変化に応じた対応 1. 咳やむせこみに対応ができる ① 咳の強さ、顔色等の観察をしたか。 ② 利用者が食物がつかえてむせこんでいるときに、次の順で適切な対応をしたか。(手順：省略) ③ 記録をしたか。
(3) 口腔ケアができる	① 出来る利用者には、義歯の着脱、自分で磨ける部分のブラッシング、その後のうがいを促したか。 ② 義歯の着脱の際、利用者に着脱を理解してもらい、口を大きく開けて口腔内に傷をつけないよう配慮しながら、無理なく行ったか。 ③ スポンジブラシやガーゼ等を用いた清拭について、速やかに行い、利用者に不快感を与えなかったか。 ④ 歯磨きや清拭の後、口腔内を確認し、磨き残し、歯茎の腫れ、出血等がないか確認したか。

職業能力評価基準 44 施設介護業【改訂】

44_03_施設介護サービス

44_03_06_食事介助

小項目	レベル1	レベル2
①食事の準備	声を掛けたり肩を叩いたりするなどして利用者の覚醒状態を確認している。 利用者の名前および注意事項（服薬等）を確認し、誤配膳がないか確認している。（例：嚥下障害のある利用者の食事に適切なところみをつける、禁忌食の確認をする、飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認する等。） 利用者が安全・安楽に食事ができるような姿勢に配慮している。（例：食べやすい座位の位置にする、体幹の傾きはないか等座位の安定を確認する、テーブルの高さを調整する等。） 利用者が顎が引けている状態で食事が取れるようにしている。 衛生面に気をつけて、手洗い、うがい、身支度を確実に行っている。 おしぼり、エプロン、水分摂取の道具等必要な物品を確実に準備、配布している。	
②食事介助	食事の献立や中身を利用者に説明する等食欲がわくように声かけを行い、食事をとる楽しい雰囲気づくりを心掛けている。 利用者の食べたいものを聞きながら利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから適切な量の次の食事を口に運んでいる。 利用者のADL、嗜好、食事制限等を理解し、利用者の体調変化、嚥下・咀嚼の状況等にも目を配り、安全に気をつけている。 自力での摂食を促し、必要時に介助を行っている。 利用者の摂取した食事・水分の量やかかった時間、誤嚥の有無、服薬状況等を正確に記録するとともに、必要に応じて上位者、医療職等に報告している。 食事介助に関する基礎知識を有し、比較的自力で食事をとることができる利用者に対して、食事の見守り、および必要な介助を適切に行っている。利用者のペースに合わせて、あせらず、ゆっくり介助している。 誤嚥・窒息の際の対応方法についての知識を有し、異常時には迅速に上位者、医療職等に報告、連絡している。 ADLの維持や向上を視野に入れた食事方法や自動具の導入、手順等について提案・実施している。	
③食事の介助	食事が済んだら自力での下膳を促し、必要に応じて介助を行い、食事後のケアを適切に行っている。（例：利用者の口や手をふく、歯磨き・うがいや口腔ケア等。） 食事が済んだら自力での下膳を促し、必要に応じて介助を行い、食事後のケアを適切に行っている。（例：利用者の口や手をふく、歯磨き・うがいや口腔ケア等。） 食後しばらくは、利用者に安全・安楽な姿勢で休憩してもらっている（例：休憩、必要な場合には静養室での午睡等）。	

オールジャパンケアコンテスト

食事分野

食事ケア

小項目	チェック項目
食事提供の支援	・麻痺側に立ち介助・声掛けを行った ・腰を下ろし、目線を合わせて会話をしていた ・介助の都度説明をしていた ・椅子と食卓の間隔は適切であった ・誤嚥を防ぐ姿勢を取っていた(身体の傾きに気づき姿勢を直すことができた) ・衛生面に配慮した ・適切な用具が使用されていた ・介助者の表情や声のトーンはおいしく食べられるように配慮されていた。 ・ケア前の説明と同意を得た ・口の中に食べ物が入っている状況で話しかけていなかった ・無理強いをしていなかった ・思いを汲み取れた ・メニューを説明し、選択してもらえような声掛けであった ・自分で出来る事の確認をしていた ・できる限り本人にして頂くような声かけ介助を行った
口腔ケア分野	・失行にいち早く気づいた ・歯ブラシを持たせる、モデリングをするなど、高齢者を誘導する行動があった ・洗口を促すことがあった ・失行にいち早く気づいた ・水をコップに入れる、持たせる、口元に運ぶ、モデリングをする ・など高齢者を誘導する行動があった ・支援されやすく支援しやすい位置関係であった ・選手の時や目の高さが適切であった ・高齢者の顔を必要以上に上げず疲労や誤嚥のリスクを回避した ・選手自身も安全で破れにくいポジションであった ・歯ブラシの持ち方、挿入、動かし方が適切だった ・高齢者から目を離すことがなかった ・強いことばをかけることなく開口させ、開口を保持していた ・高齢者の協力に対するねぎらいや感謝のことばがあった ・口腔ケアに入る前に、口腔内の汚れを一緒に確認した ・終わったら、鏡で汚れが除去できたことを本人と確認した ・最後にきれいになったことを共有していた ・セルフケアを促すことがあった ・圧力を感じさせない、何気ないことばや行動で誘導できた ・適切な行動に対してはすかさず警める、認めることばがあった ・目をしっかりとみとくれた ・口元や顎にやさしく手を添えてくれた ・声の大きさやトーンが耳障りでなく心地よかった ・歯磨きのタッチはしっかりとしているけれども不快ではなかった ・私が話すごとに耳を傾けてくれ、ちゃんと反応してくれた ・ケア前に説明し、同意を得ていた ・無理強いすることはなかった ・終始、穏やかな表情を保っていた(無表情にならなかった) ・今行っていること、これから行うことを話しながらケアしていた ・口腔ケア用品は本人に適した物を使用していた ・歯ブラシを水で濡らしてからケアを始めた ・ケア中も適度、歯ブラシを水洗いしながら使っていた ・ケアが終わったら流水中でしっかり汚れを落としたり ・水気を切り、歯ブラシの毛先を上にして収納した

排泄介助

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

3. 排泄介助

小項目	チェック項目
(1) 排泄の準備を行うことができる	① 排泄の間隔を確認したか。 ② 排泄介助に当たり、介助内容を伝え、利用者の同意を得たか。 ③ 利用者のADLを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者によってもらうようにしたか。
(2) トイレ（ポータブルトイレ）での排泄介助ができる	① トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認したか。 ② トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮したか。 ③ スポン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしたか。 ④ 排泄後、利用者にトイレトペーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを促す等により清潔保持をしたか。 ⑤ 失禁かトイレでの排泄か、排泄物の量や性状について記録をしたか。 ⑥ 排泄後、利用者の体調確認を行ったか。
(3) おむつ交換を行うことができる	① 利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ているか。 ② おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮したか。 ③ おむつ・パッドを装着後、衣服、寝具等にしまわれないように整えたか。 ④ 排泄時刻、排泄物の量・性状の異常について記録をしたか。

1-5 状況の変化に応じた対応

2. 便・尿の異常（血便・血尿、バイタル、ショック状態等）に対応ができる

① 本人の様子（バイタル、ショック状態等）や便、尿（色やにおい、血液が混入していないかどうか等）を観察・確認したか。

② 原因の探索と確認をしたか。

③（血液の混入、悪臭、バイタル値の異常やショック状態が観察された場合等）医療職に連絡したか。

④ 記録をしたか。

3. 皮膚の異常（炎症、表皮剥離、水疱、潰瘍等）に対応ができる

① 皮膚の症状（大きさ、深さ、出血・滲出液、臭気の有無等）や本人の様子（痛みやかゆみの有無等）を観察をしたか。

② 原因の探索と確認をしたか。

③（かゆがっていたり、炎症、表皮剥離、水疱、潰瘍が観察された場合）医療職に連絡したか。

④ 記録をしたか。

II 利用者視点での評価

3. 感染症対策・衛生管理

1. 感染症予防対策ができる

① 利用者の血流、体液、分泌物、排泄物（汗を除く）、障害のある皮膚、粘膜に接触する場合、手袋を着用するとともに、ケア終了後は、手袋を脱着し、手洗いをしているか。

職業能力評価基準 44 施設介護業【改訂】

44_03 施設介護サービス

44_03_07 排泄介助

小項目	レベル1	レベル2
① 排泄準備	利用者の排泄のリズムやパターンを確認し、排泄介助に当たっては介助内容を伝えて利用者の同意を得ている。 利用者のADLを把握し、排泄する上で、できる部分は利用者によってもらうようにしている。 清潔行為、不潔行為に関する基本的知識を有し、衛生面に気をつけ、手洗い、感染予防のための手袋着用等を実行している。 排泄器具・補助器具に不備がないか確認している。	
② 排泄介助	トイレ（ポータブルトイレ）で、利用者の足底がついているか、前屈姿勢がとれているか等座位の安定を確認している。 トイレ（ポータブルトイレ）での排泄の際、カーテンやスクリーンを使用したり、排泄時にはその場を離れ、排泄終了時には教えてくださいと説明する等してプライバシーに配慮している。 ズボン、下着を下ろす了承を得て、支えながら下ろしている。 排泄後、利用者にトイレトペーパー等で拭いてもらい、拭き残しがあれば清拭を行うとともに、利用者の手洗いを促す等により清潔保持をしている。 排泄時刻、排泄の状態、排泄物の量・性状の異常について記録し、必要に応じて上位者、医療職等に報告している。	
③ 排泄準備	利用者に尿意、便意の有無、排泄した感じの有無を聞き、おむつ・パッドを換えることなどの介助内容を伝え、承諾を得ている。 おむつ・パッド交換の際、カーテンやスクリーンを使用する等してプライバシーに配慮している。 おむつ・パッドを適切に装着し、衣服、寝具等にしまわれないように整えている。	
	排泄介助の手順についての基礎知識を有し、手順に沿って排泄介助を行っている。	身体機能や症状にあわせた排泄介助に関する知識を有し、利用者の個別の状態に応じて、適切な方法で排泄介助を行っている。
	おむつ・パッド交換時、陰部洗浄や清拭を行い、清潔保持を行っている。	
	排泄や皮膚の状態に異常がみられた場合には、上位者や医療職等にすみやかに報告している。	じょうそうや皮膚の病変、排泄物の状態に関する知識を有し、利用者の皮膚の状態や排泄物の状態等から、利用者の健康状態を観察し、適切に対応している。
② 排泄後の介助	排泄終了後は、手洗いを確実に等、衛生面に留意している。 排泄物の処理を適切に行っている。（例：使用済のオムツを適切に処理する等。） オムツ交換やポータブルトイレの場合、使用したタオルや洗浄ボトル等の片付けやポータブルトイレの洗浄等を確実にしている。 必要に応じて換気を行うなど、環境整備を行っている。	

オールジャパンケアコンテスト

排泄部門

排泄ケア

小項目	チェック項目
排泄介助	・ケア前の説明と同意を得た ・意思決定の機会をうばわず本人の意思を尊重したか ・自分で出来る事の確認をしていた ・できる限り本人にして頂くような声かけを行った ・ケア中の環境面の安全：環境確認（ベッドの高さ・物品等） ・健康面の確認：座位時 ・立位動作時等体調の確認ができた ・便を促せるような姿勢を作れた ・側を離れる際に連絡方法を確認した ・不必要な露出を避けた ・羞恥心に配慮した ・排泄中の待ち位置が適切である ・高齢者の安全：移乗・立位保持/ズボンの上げ下げ/座位保持 ・排泄後、利用者の手指を清潔にしたか ・環境の衛生面（床・便座の濡れ、汚れ）の確認をした ・ブライドを傷つけない関りができた ・無理強いをしていなかった ・目線を合わせて会話をした ・介助の都度本人が理解しやすい内容で説明をしていた ・声の大きさやトーン、声かけの位置は適切であった ・介助が迷惑そうな雰囲気でなかった ・急がせたり焦らせないよう言動に注意した

移乗

介護キャリア段位制度

I 基本介護技術の評価

4. 移乗・移動・体位変換

小項目	チェック項目
(1) 起居の介助ができる	① 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や顔色を確認したか。 ② 全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こしたか。 ③ 一部介助が必要な利用者について、足を曲げてもらう、柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行ったか。 ④ 利用者を側臥位にし、デコの原理を活用しながら、無理のない起居の介助を行ったか。
(2) 一部介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	① 介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。 ② 利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらい、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがろう、声かけ、介助を行ったか。 ③ 利用者の健側の足を軸にして体を回転させて、車いすに移乗することができたか。 ④ スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。
(3) 全介助が必要な利用者の車いすへの移乗ができる	① 介助を始める前に、車いすのフットレスト（フットサポート）の位置、ブレーキの止め忘れ、動作不良の有無、タイヤの空気圧を予め確認したか。 ② 移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行ったか。 ③ 利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗がしやすい体勢をとったか。 ④ 利用者の体をゆっくりと回転させ、車いすに深く座らせることができたか。スライディングボードやスライディングシート等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗し、車いすに深く座らせることができたか。 ⑤ 移乗用リフト等の福祉用具を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗することができたか。
(4) 杖歩行の介助ができる	① 利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ったか。 ② 二動作歩行や三動作歩行の声かけを行えたか。 ③ 急がせず、利用者のペースに合った介助・誘導を行ったか。
(5) 体位変換ができる	① 利用者の膝を立て、デコの原理を活用しながら、体位変換したか。 ② 横向きになることができる人には自力で横になってもらったり、膝を自分で曲げられる人には自分で曲げてもらうなど、利用者の残存機能を活かしながら体位変換したか。 ③ ベッドの下の方にずり落ちた場合には姿勢を正すなど、身体に摩擦を与えないように体位変換したか。 ④ 体位変換後、クッションやタオルなどを使用し、安楽な体位保持への介助を行ったか。

職業能力評価基準 44_施設介護業【改訂】

44_03_施設介護サービス

44_03_04_移動・移乗介助・体位変換

小項目	レベル1	レベル2
②移動・移乗、体位変換	利用者の疾病等に応じて体調や顔色を確認したうえで、利用者の状況に合わせて、利用者を側臥位にする、デコの原理を活用する等しながら無理のない起居の介助を行っている。(例：全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こす、一部介助が必要な利用者について、利用者の残存機能を活かしながら起居の支援を行う等。)	
①移動・移乗、体位変換の準備	移動・移乗に必要な福祉用具（車イス、杖、補装具、歩行器等）の扱い方に関する基礎知識を有し、点検・準備を確実にしている。(例：車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキに動作不良がないか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレスト（フットサポート）が上がっているか、タイヤの空気圧が十分か等。) 一部介助が必要な利用者には、身体状況に応じた方法で、声かけ、介助を行い車いすへの移乗を行っている。(例：利用者に健側の手でベッドから遠い方のアームレスト（アームサポート）をつかんでもらう等して、患側を保護しながら前傾姿勢で立ちあがってもらう、利用者の健側の足を軸にして体を回転させる等。)	
①移動・移乗、体位変換の準備	移動・移乗に必要な福祉用具（車イス、杖、補装具、歩行器等）の扱い方に関する基礎知識を有し、点検・準備を確実にしている。(例：車いすのフットレスト（フットサポート）やブレーキに動作不良がないか、車いすにブレーキがかかっているか、フットレスト（フットサポート）が上がっているか、タイヤの空気圧が十分か等。) 全介助が必要な利用者には、移乗がしやすいよう、ベッドの高さを調整するとともに、利用者の足底がついた状態で介助を行い、利用者の体と密着させる、利用者の腰に手を回す、利用者に介護者の肩に手をまわしてもらう等、移乗がしやすい体勢をとって移乗している。 福祉用具（スライディングボードやスライディングシート等、移乗用リフト等）を用いた移乗の場合、あらかじめ定められた手順・方法に沿って、安全に移乗している。	
	杖歩行の利用者には、利用者の杖を持つ手と反対側のやや斜め後ろに立ち、二動作歩行や三動作歩行の声かけを行い、急がせず、利用者のペースに合った介助・誘導を行っている。 歩行介助の際は、歩くペースが利用者に合っているか、利用者の身体状況に合った介助になっているか、利用者に不安はないか等、声かけ・観察により確認しながら、適切に行っている。 移動・移乗介助の際は、移動のペースが利用者に合っているか、利用者の身体状況に合った介助になっているか、利用者に不安はないか等、声かけ・観察により確認しながら、適切に行っている。	
	利用者の状態に応じて安全、安楽に配慮して身体に摩擦を与えないように体位変換を行い、クッションやタオル等を使用し安楽な体位保持への介助を行うとともに、皮膚状態等を観察、確認し、必要に応じて記録したり、上位者や医療職に報告している。(例：利用者の膝を立てデコの原理を活用する等しながら体位変換する、横向きになることができる人には自力で横になってもらう・膝を曲げられる人には自分で曲げてもらうなど、利用者の残存機能を活かしながら体位変換する等。) ベッドでの水平、上方、下方移動を、安全確認をした上で安全、安楽に配慮して適切に行っている。	
②移動・移乗、体位変換	移動・移乗介助、体位変換に関する基礎知識やボディメカニクスの知識を有し、ADLが自立に近く、比較的自己で安全確認ができる利用者に対して、移動・移乗介助を安全に実施している。 身体機能や症状に合わせた移動・移乗介助、体位変換に関する知識を有し、自力での安全確認ができない利用者、歩行困難な利用者等の個別の状態に合わせた移動・移乗介助、体位変換を安全に行っている。 ADLの維持や向上を視野に入れた福祉用具の導入等について提案・実施している。	
①移動・移乗、体位変換の準備	移動ルートを確認し、安全に移動できるよう配慮している(例：移動の障害となる物品を移動させる、照明をつける、スロープを確保する等)。 利用者の状態・状況を把握し、利用者に移動・移乗の行き先、方法等について声かけしている。 利用者の状態・状況を把握し、利用者に体位変換について声かけしている。	
③移動・移乗、体位変換後の介助	移動で使用した福祉用具の安全確認の点検を行い、所定の場所に確実に戻している。 移動・移乗または体位変換後、利用者の安全、安楽、体調、疲れを確認するとともに、快適に過ごせるように、環境整備に配慮している。	